

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める**

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - **放課後児童クラブ**について、**約30万人**分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - **全小学校区(約2万か所)**で**一体的に**又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を**一体型で実施**  
(約600か所⇒1万か所以上)を**目指す**
    - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
    - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
  - ・平成31年度に達成されるべき**一体型の目標事業量**
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する**具体的な方策**
  - などを記載し、**計画的に整備**
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

### ○ 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等について協定を締結するなどの工夫が必要

### ○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

### ○ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### ○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの

➤ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実

- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

### ○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



# 「放課後子ども総合プラン」概要

(平成26年7月31日策定・公表)

## 1 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 2 国全体の目標

○平成31年度末までに、以下を実施することを目指す

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
  - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 3 事業計画

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

(都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

## 4 市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

## 5 都道府県の体制、役割等

○管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置

○放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

#### ①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

#### ②余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
  - ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
  - ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
  - ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

#### ③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
  - ・両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
  - ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
  - ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意



### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一休型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的・定期的な情報共有を図り、一人一人の児童の状況に共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

### (5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

## 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

## 8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

| 放課後児童クラブ（厚生労働省）   |                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 趣 旨               | 全ての子どもを対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。 |
| H28予定額            | 5,246百万円の内数(27予算額:5,079百万円)                                                               |
| 実施か所数<br>(クラブ児童数) | 14,392か所(平成27年8月)                                                                         |
| 実施場所              | 小学校 74.0%、公民館 11.8%、児童館 4.0%、その他(中学校、特別支援学校など) 10.2%(平成27年8月)                             |
| 開設日数              | 111日(平均)                                                                                  |
| 指導者               | 地域の協力者等                                                                                   |

| 放課後児童クラブ（厚生労働省）   |                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 趣 旨               | 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条第3第2項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行) |
| H28予定額            | 58,267百万円(27予算額:57,497百万円)<br>※H28予定額には、平成27年度補正予算(案)額792百万円を含む。                                                                                |
| 実施か所数<br>(クラブ児童数) | 22,608か所(1,024,635人)(平成27年5月)<br>※小学校内で実施するクラブ(12,011か所)のうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施しており、活動プログラムに参加している数 3,609か所                                       |
| 実施場所              | 小学校 53.1%(余裕教室 29.2%、専用施設 23.9%)、児童館 11.8%、その他(専用施設、公的施設など) 35.1%(平成27年5月)                                                                      |
| 開設日数              | 原則として長期休暇を含む年間250日以上                                                                                                                            |
| 指導者               | 放課後児童支援員等(専任)                                                                                                                                   |

国全体の目標（平成31年度末まで）

○市町村行動計画等に基づく計画的な整備

○学校施設を徹底活用した実施促進

- ・管理運営の責任の所在を明確化
- ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
- ・放課後等の一時的な利用の促進

○両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実

○総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

■全小校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施（現行約600か所）を目指す  
※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約90万人⇒約120万人）  
■新規開設分の約80%を小学校内で実施（現行約52%）を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

# 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

## 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

## 一体型のイメージ



# 一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等  
【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

## 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余剰教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

## 一体型を推進するための具体的な方策

### 1. 学校の余剰教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小中学校内で実施【現在約52%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

### 2. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

### 3. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）

- ◆昨年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。第1回総合教育会議の内容が、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」と答えた自治体は、4都道府県・指定都市、24市町村。

### 4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆昨年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

### 5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供



# 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円)  
平成28年度予算額 5,246百万円

|       |     |
|-------|-----|
| 【補助率】 |     |
| 国     | 1/3 |
| 都道府県  | 1/3 |
| 市町村   | 1/3 |

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。

そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動（学校支援地域本部）、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

～地域学校協働活動の推進～  
地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を様々な活動を通じて総合的に推進

統括コーディネーター（市町村レベル）

※未実施地域における取組実施を推進  
※地域コーディネーターの資質や取組の質の向上

地域学校協働本部

地域コーディネーター  
（学校区レベル）

◎学校との連携・協働  
◎住民・保護者間の連絡・調整

本部の構成3要素

- (1) コーディネート機能
- (2) 多様な活動（より多くの地域住民の参画）
- (3) 継続的な活動

社会教育のフィールドにおいて、地域の  
人々や団体により「緩やかなネットワー  
クを形成した任意性の高い体制。地域の  
実情に応じて活動内容を選択して実施。

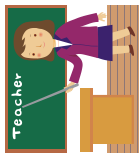
重点  
施策

地域住民や学校との連絡調整を行う地域コーディネーター  
及び複数のコーディネーターと連絡調整等を行う統括コーディネーター配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）

（学校支援活動  
地域本部）

- ・授業等の学習補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等

3,000箇所



地域未来塾

学習が遅れがちな中学生・高校生等を  
対象とした地域住民の協力やICTの活用等  
による原則無料の学習支援の充実

3,100箇所

放課後子供教室

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

15,500箇所

放課後児童クラブとの一体型を中心とする放  
課後子ども総合プランの推進

家庭教育支援

- ・家庭教育支援員の配置
- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

1,000箇所

- ・スクールガードリーダーによる  
学校安全体制の整備等

1,800箇所

地域の実情に応じて有機的に組み合わせて実施可能